

# 一般社団法人旭川医科大学救急医学講座同門会 定款施行細則

令和5年9月1日施行

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この細則は一般社団法人旭川医科大学救急医学講座同門会（以下「本会」という）定款を運用するために必要な事項を規定し、円滑な活動を推進することを目的とする。

## 第2章 事業

(事業)

第2条 本会定款第3条を達成するための事業及びそれらに付帯又は関連する事業を行う。

(親睦・扶助)

第3条 会員相互の親睦や扶助に関する支援を行う。

(学術)

第4条 学会、研究会の開催、参加に関する支援を行う。

2 本会会員が代表者となって開催する学術集会、又はそれに類する事業に対して支援を行う。

3 本会会員が代表発表者となって参加する学術集会、又はそれに類する事業に関して支援を行う。

4 支援対象の学術集会は、本会会員からの申請に応じて理事会で決定する。

(研究補助)

第5条 本会会員の研究に対する支援を行う。

2 本会会員が研究成果を論文として、学術雑誌に英文掲載する場合の掲載料に対して補助金を支援する。

3 支援対象の研究は、本会会員からの申請に応じて理事会で決定する。

(機関誌)

第 6 条 本会は、機関誌を作成し、会員に頒布する。

(名簿)

第 7 条 本会は、会員の氏名及び住所等を記載した「名簿」を作成し、事務局に備え置くものとする。

### 第3章 社員

(会費)

第 8 条 本会の設立時正会員の年会費は5,000円とし、準会員の年会費は3,000円とする。正会員のうち医学部学生および名誉会員の年会費は免除とする。賛助会員の年会費は1口50,000円(1口以上)とする。社員総会によって年会費の改定が決議された場合には、年会費はその金額とする。

- 2 年会費の支払いは当該年度の終了日までに事務局に納入しなければならない。
- 3 入会金は徴収しないものとする。
- 4 会員資格を喪失した者に対して既に納付した会費は返金しない。

(退会)

第 9 条 定款第6条の定めにおいて、会費を3年以上滞納した会員には会報の配布を停止し、事務局から会員継続の意思確認を行い、滞納が5年に至った会員は理事会の決議を経て退会とする。

2 退会した会員は、理事会の審議を経て承認された場合、未払いの会費を納入後に再度会員となることができる。

### 第4章 寄附金

(寄附金)

第 10 条 本会に対する寄附金については別に定める寄附金等取扱規程に則り行う。

### 第5章 役員

(役員役割)

第 11 条 本会に以下の役員を置く。

- (1) 代表理事(会長): 対外的、対内的業務遂行を行うと共に業務執行の指揮を執る。
- (2) 副代表理事: 代表理事(会長)を補佐し、代表理事に事ある時は会長を代行する。

- (3) 事務局長：事務処理および当法人の運営を円滑にするために事務局を設け必要な職員を置く。
- (4) 理事：理事会を通じ業務執行理事の職務を監督すると共に、本会の総務、広報、財務、会員に関する業務に関して分担して担当する。
- (5) 監事：理事の職務執行の監査を行う。
- (6) 顧問：代表理事が推薦し理事会の承諾を得て委嘱する。当法人の運営に関し代表理事に助言する。

## 第6章 理事会

(招集手続)

第 12 条 理事会を招集するには、代表理事が会日の1週間前までに、会議の日時、場所、会議の目的たる事項を記載した書面を以て社員に対して招集通知を発しなければならない。但し、全ての会員の同意がある場合には、その招集手続を省略することができる。

2 招集通知においては前項の規定に関わらず、当該社員の事前の承諾を得た電磁的方法により通知を発出することができる。

(理事会の決議)

第 13 条 理事会の決議事項は、次に定めるところによる。

- (1) 社員総会への付議事項に関する事
- (2) 社員総会における決議事項の執行に関する事
- (3) 細則第4条及び第5条に該当する事業に関する支援の決定に関する事
- (4) その他重要な事項

(議事録)

第 14 条 理事会議事録の記載事項は、次に定めるところによる。

- (1) 理事会が開催された日時及び場所
- (2) 理事会の議事の経過の要領及びその結果
- (3) 理事会において述べられた意見又は発言があるときは、その内容の概要
- (4) 理事会に出席した理事、監事、陪審者の氏名
- (5) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第7章 社員総会

(招集手続)

第 15 条 社員総会を招集するには、定款に別段の定めがある場合を除き、理事会の決

議によって代表理事が会日の1週間前までに、会議の日時、場所、会議の目的たる事項を記載した書面を以て社員に対して招集通知を発しなければならない。但し、全ての会員の同意がある場合には、その招集手続を省略することができる。

2 招集通知においては前項の規定に関わらず、当該社員の事前の承諾を得た電磁的方法により通知を発出することができる。

(総会決議の定足数)

第 16 条 総会決議に関する定足数には委任状による議決権を含める。委任状は電磁的方法によるものも有効とする。

(議事録)

第 17 条 社員総会議事録の記載事項は、次に定めるところによる。

- (1) 社員総会が開催された日時及び場所
- (2) 社員総会の議事の経過の要領及びその結果
- (3) 社員総会において述べられた意見又は発言があるときは、その内容の概要
- (4) 社員総会に出席した理事、監事、議長の氏名
- (5) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第8章 改正

(改正)

第 18 条 本細則は、理事会及び社員総会の議を経て、変更又は廃止することができる。

## 附 則

この細則は令和5年9月1日から施行する。